

対象作業場の範囲に関する見直しの方向性（案）

1 現行ガイドライン別表第2に列挙している騒音作業場について

- 別表第2に列挙した52作業場（以下、列挙作業場）は、すべて現存する作業方法に係るものであり、一律に騒音レベルが低くなったと言えるものでもないため、引き続き対象作業場として取り扱うことは妥当である。
- 列挙作業場に含まれていないが、シールドトンネル工事における軌道車の運転等作業、遊技場ホールにおける顧客対応作業、レシーバーを用いた電話応対作業など、ガイドライン策定以降に普及したり騒音ばく露レベルの把握が進んだりした作業があることから、等価騒音レベルが85dB(A)以上となる可能性が高い作業については、可能な限り対象作業場とすべきである。
- 列挙作業場においても、個々の作業場では、騒音抑制対策などにより作業環境が改善することを考慮すべきである。
- ※ ガイドラインで規定する「騒音作業」とは、別表第1、別表第2に掲げる作業場における作業全般をさしており、当該作業場で行われる騒音を発しない種々の作業も含まれていることに留意が必要である。

2 騒音レベルに応じた対象作業場及び必要な措置の考え方

- 作業によって作業場を列挙する現行の方式は、作業場ごとに対策の要否を判断しやすいという利点はあるものの、網羅しきれない騒音作業場が洩れる懸念や隨時見直しが必要になるという欠点があるため、等価騒音レベルというリスクに応じた適切な管理に移行することを目指し、対象作業場の範囲は柔軟にすることが望ましい。
- ただし、対象作業場があいまいになると現状レベルの対策を維持できなくなるおそれがあるため、対象作業場の規定は、該当する作業場を具体的に列挙する方式（別表第1及び別表第2の更新）を原則とすることが妥当である。同時に、別表第1、別表第2において具体的に列挙された作業場（以下、列挙作業場）以外であっても等価騒音レベルが85dB(A)以上となる作業場では、列挙作業場と同等の対策を講ずるよう定めた現行ガイドライン解説の部分を活かすことや別表第2における規定を見直すことにより、対象作業場の範囲に柔軟性をもたせることは可能である。
- 列挙作業場以外の等価騒音レベルが85dB(A)以上となる作業場について、対象作業場として対策が講じられるようにするためにには、等価騒音レベルの測定が必要である。したがって、等価騒音レベルの測定が必要の判断を誰がどのように行うかのプロセスをわかりやすく定めておくべきである。例えば、職場巡視等

において、測定機器を持たずに判断できるよう「大声を出さないと会話ができない」というような指標を示すことも考えられる。

- 一方で、列挙作業場を含め、対象作業場であっても、騒音抑制措置等により等価騒音レベルが常に 85dB(A) を下回ることが確認されている等、騒音障害のリスクが小さい作業場等については、措置（講ずるべき対策）を軽減できるとする方策を盛り込むべきである。
- 対象作業場の規定だけではなく、使用する工具などにより相当程度の騒音レベルが見込まれる場合に聴覚保護具の着用を促す方策も盛り込むべきである。